

福島区 SDGs パートナー募集要項

1 制度目的

「福島区 SDGs パートナー制度」は、SDGs の推進に取り組んでいる福島区内の企業・団体等を募集し、その活動内容を区のホームページや広報誌等で紹介するほか、区役所と連携し福島区における SDGs 推進のパートナーとして共に活動していただくことで、さらなる SDGs の輪を広げ、区内における SDGs 達成に向けた意識の高揚につなげることを目的として実施します。

2 募集対象

福島区内の企業や団体等（福島区内に本社、支社又は活動拠点等を有し、区内において活動を行う企業、法人、団体（2人以上の個人グループ含む）、個人事業主等）

3 応募要件

以下の全ての要件を満たす福島区内の企業や団体等

- （1）パートナー制度の目的に賛同し、SDGs の達成に向けた活動に取り組んでいる、または取り組む意欲があり、取組の内容が具体的であること。
- （2）SDGs の達成に向けた取組内容が SDGs の 17 のゴールと関連付けされていること。
- （3）福島区役所が実施する SDGs の取組に対して、積極的に協力すること。
- （4）大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者又は同条第 4 号に規定する暴力団事務所でないこと。

4 制度内容

「福島区 SDGs パートナー」となった企業・団体等は、区ホームページに企業・団体名、SDGs の取組概要、企業・団体の HP・SNS 等のリンクを掲載します。また、区広報誌「広報ふくしま」や区関連イベントにおいて取組の紹介をする場合があります。

5 申請方法

「福島区 SDGs パートナー登録申請書」により、持参・郵便等による送付・E メール・ファックスのいずれかで「8 問合せ先」に記載の担当あて申請してください。

6 申請期間

令和 6 年 1 月 4 日（木）より随時受付

7 その他

応募要件を満たさなくなった場合等には、登録を取り消すことがあります。また、福島区役所が実施する SDGs の取組への協力や、取組事例の発表、他のパートナー企業・団体等の取組への協力等を依頼する場合があります。

8 問合せ先

大阪市福島区役所 企画総務課（総務）

電話：06-6464-9625

FAX：06-6462-0792

メール：tc0001@city.osaka.lg.jp